

(仮称)尼崎市総合交通計画策定に向けたスケジュールの概要



令和6年度  
国土交通大臣による計画認定を目指す

# ○尼崎市都市計画審議会条例

昭和44年10月6日

条例第42号

改正 昭和52年8月2日 条例第 平成12年6月21日 条例第  
38号 37号

平成12年10月4日 条例第42号 令和2年12月25日 条例第  
50号

(この条例の趣旨)

**第1条** この条例は、尼崎市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(平12条例37・一部改正、令2条例50・全改)

(設置)

**第2条** 次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、審議会を置く。

(1) 市が策定する都市計画に関する基本的な方針の策定に関する事項その他当該都市計画に関する重要な事項

(2) 市の住宅政策に関する基本的な方針の策定に関する事項その他当該住宅政策に関する重要な事項

(3) 本市の区域内における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針の策定に関する事項その他当該緑地の保全及び緑化の推進に関する重要な事項

(4) 尼崎市住環境整備条例(昭和59年尼崎市条例第44号)第15条の8第4項及び第5項(これらの規定を同条例第45条の3第2項において準用する場合を含む。)及び第17条第2項(同条例第18条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む。)並びに尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例(平成18年尼崎市条例第62号)第4条第4項、第11条第4項及び第5項並びに第13条の規定によりその権限に属させられた事項その他本市の区域内における住環境の整備等に関する重要な事項

(5) 尼崎市都市美形成条例(昭和59年尼崎市条例第41号)第6条第2項(同条例第8条第2項及び第18条第2項において準用する場合を含む。)、第6条の2第1項(同条例第3項並びに同条例第7条第2項及び第4項並びに第12条第2項において準用する場合を含む。)、第4項及び第5項、第6条の3(同条例第21条第3項において準用する場合を含む。)、第17条並びに第17条の2第2項並びに尼崎市屋外広告物条例(平成20年尼崎市条例第47号)第9条第2項(同条例第10条第2項において準用する場合を含む。)、第15条第2項(同条例第16条第4項において準用する場合を含む。)及び第31条第4項(同条例第6項において準用する場合及び同条例第32条第5項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定によりその権限に属させられた事項その他本市の区域内における都市美の形成(尼崎市都市美形成条例第2条第1号に規定する都市美の形成をいう。)等に関する重要な事項

(6) 市の交通に関する政策の総合的かつ計画的な推進に関する方針の策定に関する事項その他当該政策に関する重要な事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、都市計画法(昭和43年法律第100号)その他の法令の規定により市町村都市計画審議会の権限に属させられた事項

(8) その他市が行う都市整備等に関する重要な事項で市長が必要と認めるもの  
(昭52条例38・平12条例37・平12条例42・一部改正、令2条例50・全改)

(組織)

**第3条** 審議会は、委員23人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(平12条例37・追加、令2条例50・全改)

(委嘱等)

**第4条** 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 市民の代表者
- (4) 産業界の代表者
- (5) 関係行政機関又は兵庫県職員の職員

2 前条第2項の臨時委員(以下「審議会臨時委員」という。)及び専門委員は、前項第1号に掲げる者その他市長が適当と認める者のうちから市長が会長の意見を聴いて委嘱する。  
(令2条例50・追加)

(任期等)

**第5条** 委員の任期は、2年を超えない範囲内において市長が別に定める期間とする。ただし、再任することを妨げない。

- 2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。
- 3 審議会臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の委嘱に係る専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(平12条例37・一部改正、令2条例50・旧第4条繰下・一部改正)

(会長)

**第6条** 審議会に会長を置き、委員(第4条第1項第1号に掲げる者のうちから委嘱されたものに限る。)のうちから、委員が選挙する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(平12条例37・一部改正、令2条例50・旧第5条繰下・一部改正)

(招集)

**第7条** 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(平12条例37・一部改正、令2条例50・旧第6条繰下)

(会議)

**第8条** 審議会は、委員(議事に関係のある審議会臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平12条例37・一部改正、令2条例50・旧第7条繰下・一部改正)

(専門分科会)

**第9条** 審議会に、その所掌事項を分掌させるため、規則で定めるところにより、専門分科会(以下「分科会」という。)を置く。

- 2 分科会に属すべき委員、審議会臨時委員及び専門委員(以下この項において「委員等」という。)は、委員等(第4条第1項第1号に掲げる者のうちから委嘱されたものに限る。)のうちから会長が指名する。
- 3 分科会に、その所掌事項を調査審議させるため必要があるときは、専属委員を置くことができる。
- 4 分科会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 5 専属委員は、第4条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる者その他市長が適当と認める者のうちから市長が会長及びその属すべき分科会の分科会長の意見を聴いて委嘱する。
- 6 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、分科会長は当該分科会に属する委員のうちから会長が、副分科会長は当該分科会に属する委員及び専属委員のうちから当該分科会

の分科会長が指名する。

7 副分科会長は、その属する分科会の分科会長を補佐し、当該分科会長に事故があるとき又は当該分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 審議会は、分科会の議決(都市計画法その他の法令の規定により市町村都市計画審議会の権限に属させられた事項及び会長が指定する事項に係るものを除く。)をもって審議会の議決とするものとする。

9 第4条第2項及び第5条第3項の規定は第4項の臨時委員(以下「分科会臨時委員」という。)について、第5条第1項及び第2項の規定は専属委員について、第6条第2項及び前2条の規定は分科会について、それぞれ準用する。この場合において、第4条第2項中「会長」とあるのは「その属すべき分科会の分科会長」と、前条第1項中「委員( )とあるのは「分科会に属する委員(専属委員並びに)」と、「を含む。次項」とあるのは「及び次条第4項の臨時委員を含む。同条第9項において読み替えて準用する次項」と、同条第2項中「委員」とあるのは「分科会に属する委員」と読み替えるものとする。

(令2条例50・追加)

(部会)

**第10条** 分科会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、審議会臨時委員、専門委員、専属委員及び分科会臨時委員は、当該部会が置かれた分科会の分科会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員及び専属委員のうちから、部会長は当該部会が置かれた分科会の分科会長が、副部会長は当該部会の部会長が指名する。

4 第6条第2項、第7条、第8条及び前条第7項の規定は、部会について準用する。この場合において、第8条第1項中「委員( )とあるのは「部会に属する委員(専属委員並びに)」と、「を含む。次項」とあるのは「及び次条第4項の臨時委員を含む。第10条第4項において読み替えて準用する次項」と、同条第2項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(令2条例50・追加)

(意見の聴取等)

**第11条** 審議会、分科会及び部会は、必要があると認めるときは、審議会にあつては委員、審議会臨時委員及び専門委員以外の者を、分科会及び部会にあつてはその属する委員、審議会臨時委員、専門委員、専属委員及び分科会臨時委員以外の者を、その会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(令2条例50・追加)

(幹事)

**第12条** 審議会に幹事を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、委員、審議会臨時委員、専門委員、専属委員及び分科会臨時委員を補佐して、担当事務を処理し、又は会務に従事する。

(平12条例37・一部改正、令2条例50・旧第8条繰下・一部改正)

(委任)

**第13条** 第9条から前条までに規定するもののほか、分科会の運営について必要な事項(審議会が別に定めるものを除く。)は、当該分科会の分科会長が当該分科会に諮って定める。

2 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平12条例37・一部改正、令2条例50・旧第9条繰下・一部改正)

**付 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 尼崎市都市計画審議会条例の一部を改正する条例(令和2年尼崎市条例第50号)の施行の日から令和3年10月31日までの間に第4条第1項の規定により委嘱された委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日に満了する。

(令2条例50・追加)

(招集の特例)

- 3 最初に招集される審議会は、第7条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(令2条例50・旧第2項繰下)

付 則(昭和52年8月2日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年6月21日条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に招集される審議会は、この条例による改正後の尼崎市都市計画審議会条例第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(平成12年10月4日条例第42号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市都市計画審議会条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第2項の規定の適用については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成13年10月31日までの間は、同項第1号中「6人」とあるのは「9人」と、同項第3号中「4人」とあるのは「1人」とする。

- 3 施行日から平成13年10月31日までの間に委嘱される委員(補欠委員を除く。)の任期は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に委嘱されている委員の残任期間に相当する期間とする。ただし、再任することを妨げない。

付 則(令和2年12月25日条例第50号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月27日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(尼崎市公園緑地審議会条例等の廃止)

- 2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

(1) 尼崎市公園緑地審議会条例(平成元年尼崎市条例第14号)

(2) 尼崎市住環境整備審議会条例(平成18年尼崎市条例第63号)

(3) 尼崎市住宅政策審議会条例(令和元年尼崎市条例第8号)

(委任)

- 3 この条例の施行について必要な経過措置は、規則で定める。

(尼崎市都市美形成条例の一部改正)

- 4 尼崎市都市美形成条例(昭和59年尼崎市条例第41号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(尼崎市住環境整備条例及び尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例の一部改正)

- 5 次に掲げる条例の規定中「尼崎市住環境整備審議会」を「尼崎市都市計画審議会」に改める。

(1)・(2) 略

(尼崎市屋外広告物条例の一部改正)

- 6 尼崎市屋外広告物条例(平成20年尼崎市条例第47号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

## ○尼崎市都市計画審議会の専門分科会の設置に関する規則

令和3年6月25日

規則第41号

(この規則の趣旨)

**第1条** この規則は、尼崎市都市計画審議会条例(昭和44年尼崎市条例第42号。以下「条例」という。)第9条第1項の規定に基づき、尼崎市都市計画審議会の専門分科会(以下「分科会」という。)の設置について必要な事項を定めるものとする。

(分科会の設置)

**第2条** 尼崎市都市計画審議会に、次の各号に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、次の各号に掲げる分科会の区分に応じ当該各号に定める事項その他市長が必要と認める事項を調査審議することとする。

- (1) 都市計画分科会 条例第2条第1号に掲げる事項
- (2) 住宅政策分科会 条例第2条第2号に掲げる事項
- (3) 公園緑地分科会 条例第2条第3号に掲げる事項
- (4) 住環境分科会 条例第2条第4号に掲げる事項
- (5) 都市美分科会 条例第2条第5号に掲げる事項
- (6) 交通政策分科会 条例第2条第6号に掲げる事項

2 分科会に属する委員(当該分科会に専属委員が置かれる場合は、当該専属委員を含む。)の定数は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画分科会 10人
- (2) 住宅政策分科会 8人
- (3) 公園緑地分科会 13人
- (4) 住環境分科会 11人
- (5) 都市美分科会 9人
- (6) 交通政策分科会 20人

(施行の細目)

**第3条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この規則は、令和3年6月27日から施行する。

## 尼崎市都市計画審議会運営規程

昭和44年12月1日施行

(この規程の趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、尼崎市都市計画審議会条例（昭和44年尼崎市条例第42号。以下「条例」という。）第13条第2項の規定に基づき、尼崎市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長選出の選挙)

第2条 条例第6条第1項の規定による選挙（以下「会長選出選挙」という。）は、無記名投票により行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とし、その者を会長とする。

- 2 会長選出選挙により最多数を得た者が2人以上である場合における前項の当選人の決定は、くじで行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、会長選出選挙は、出席した委員（以下「出席委員」という。）の中で異議がないときは、指名推選の方法によって行うことができる。
- 4 前項の指名推選の方法を用いる場合においては、出席委員に対し、出席委員の中から会長として適任であると思われる者の推薦を募り、その推薦を受けた者を当選人とすべきかどうかを出席委員に諮り、出席委員全員の同意があった者をもって当選人とし、その者を会長とする。
- 5 第3項の指名推選の方法を用いた場合で、会長の選出が不調となったときは、第1項に規定する方法により会長を選出するものとする。

(会長の職務代理者)

第3条 条例第6条第3項の規定により会長の職務を代理する者で会長が指名するものの人数は、2人とする。この場合において、会長は、あらかじめ、その指名を受けた者による職務代理の優先順位を定めておくものとする。

(招集等)

第4条 会長は、条例第7条の規定により審議会を招集するときは、その開会の日（以下「開会日」という。）の7日前までに、会議の開催の日時及び場所並びに調査審議事項又は市長からの報告事項その他の必要事項を委員（議事に関係のある審議会臨時委員及び専門委員を含む。以下「委員等」という。）に書面により通知するものとする。ただし、審議会を緊急に招集する場合その他開会日の7日前までに通知することが困難であると認める場合は、開会日の7日前の翌日から当該開会日の前日までにこれらの事項を委員等に通知して、審議会を招集することができる。

- 2 委員等は、事故等のため会議に出席することができないときは、その理由を付して、当該会議の開始時刻までに会長に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定は、条例付則第3項の規定により市長が審議会を招集する場合について準用する。この場合において、前2項中「会長」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

(会長選出前の議長)

第5条 条例付則第3項の規定により市長が審議会を招集する場合において、第2条第1項又は第4項の規定により審議会の会長が選出される時までは、審議会の事務局（以下「事務局」という。）の職員が臨時に議長の職務を行うものとする。

（会議の公開等）

第6条 会議は、原則として、公開により行うものとする。ただし、審議会に付議される事件が次の各号のいずれかに該当するときは、その事件に限り会議を公開しないで行うことができる。

(1) 会長の選出に関すること。

(2) 尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号）第7条各号のいずれかに該当すると認められる情報が含まれている事件

(3) その他公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じ、又はそのおそれがあると認められる事件

2 前項第2号又は第3号のいずれかに該当するものとして同項ただし書の規定により会議を公開しないで行う場合は、あらかじめ、会長が審議会に諮り決定するものとする。

3 前項の規定による諮問及び決定は、会議においてのほか、会議の開催日の前日までに書面等により行うことができる。

4 前各項に規定するもののほか、会議の公開に関して必要な事項は、会長が定める。

（オンライン会議の開催等）

第7条 会長（条例付則第3項の規定により市長が審議会を招集する場合は、市長）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に規定する新型インフルエンザ等のまん延防止措置の観点等から、会議の開催場所への委員等の参集が困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を用いた会議（以下「オンライン会議」という。）を開催することができる。

2 委員等は、オンライン会議に参加したときは、会議に出席したものとみなす。

（口頭意見陳述）

第8条 口頭意見陳述は、会長が必要であると認める場合は、審議会に諮りその実施を決定する。

2 口頭意見陳述の実施について必要な事項は、会長が定める。

（表決の方法等）

第9条 表決（第6条第3項の規定による決定を除く。）の方法は、投票、起立、挙手又は異議の有無の表明の4種類とし、会長が適宜これを用いる。

2 会長は、表決の結果を直ちに宣告しなければならない。

（会議録への記載事項）

第10条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の開催の日時及び場所

(2) 出席した委員等及び欠席した委員等の氏名

(3) 会議に出席した幹事及び担当職員の職及び氏名

(4) 会議に付された事件及びその内容



(5) 議事の概要及びその経過（要旨に限る。）

(6) その他会長が必要と認める事項

（会議録の確認者）

第11条 会議録を確認する委員は、その会議の議事に入る前に会長（条例付則第3項の規定により市長が審議会を招集する場合において、第2条第1項又は第4項の規定により審議会の会長が選出される時までは、第5条の規定により臨時に議長の職を行う事務局の職員）が指名する。

（庶務の処理について必要な事項等）

第12条 審議会の庶務の処理について必要な事項その他審議会の運営のために市長が行う手続等については、市長が定める。

（施行の細目）

第13条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。ただし、会長が特に必要と認める事項については、審議会に諮って決める。

（分科会への準用）

第14条 第1条、第4条第1項及び第2項、第6条第1項（第1号を除く。）及び第2項から第4項まで、第7条並びに第9条から前条までの規定は、条例第9条第1項の規定により審議会に置かれる分科会（以下「分科会」という。）について準用する。この場合において、第1条中「第13条第2項」とあるのは「第13条第1項」と、「尼崎市都市計画審議会（以下「審議会」という。）」とあるのは「分科会」と、第4条第1項中「会長は、条例第7条の規定により審議会」とあるのは「分科会長は、分科会」と、「審議会臨時委員及び専門委員」とあるのは「分科会臨時委員及び専属委員」と、同条第2項中「会長」とあるのは「分科会長」と、第6条第2項中「前項第2号又は第3号」とあるのは「第14条において準用する前項第2号又は第3号」と、「同項ただし書」とあるのは「同条において準用する同項ただし書」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第14条において読み替えて準用する前項」と、同条第4項中「前各項」とあるのは「第14条において準用する第1項及び同条において読み替えて準用する前2項」と、第7条第1項中「会長（条例付則第3項の規定により市長が審議会を招集する場合は、市長）」とあるのは「分科会長」と、第9条中「第6条第3項」とあるのは「第14条において読み替えて準用する第6条第3項」と、第9条及び第10条第6号中「会長」とあるのは「分科会長」と、第11条中「会長（条例付則第3項の規定により市長が審議会を招集する場合において、第2条第1項又は第4項の規定により審議会の会長が選出される時までは、第5条の規定により臨時に議長の職務を行う事務局の職員）」とあるのは「分科会長」と、前条中「は、会長」とあるのは「（会議の開催日時等の公表等、会議資料の配付及び公表並びに会議録の要旨の公表に関する事項を除く。）は、分科会長」と、同条ただし書中「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

付 則

この規程は、昭和44年12月1日から施行する。

<以下改正付則>

付 則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、昭和51年11月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この規定は、平成12年7月1日から施行する。

付 則

この規定は、平成15年8月1日から施行する。

付 則

この規定は、平成17年8月1日から施行する。

付 則

この規定は、令和3年8月19日から施行する。

## 尼崎市都市計画審議会の会議の公開等に関する要綱

平成15年8月1日施行

(この要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、尼崎市都市計画審議会運営規程（昭和44年12月1日施行。以下「運営規程」という。）第6条第4項及び第13条本文の規定に基づき、尼崎市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開等について必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催日時等の公表等)

第2条 会議を開催する場合は、その開催の日（以下「開催日」という。）の7日前までに会議の開催の日時及び場所その他の必要事項を公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する場合その他開催日の7日前までに公表することが困難であると会長が認める場合は、開催日の7日前の翌日から当該開催日までの間にその公表を行うことができる。

2 前項の規定による公表は、運営規程第4条第1項の規定による通知を行った後に行うものとする。

3 第1項の規定による公表は、尼崎市役所本庁舎1階の掲示板等又は審議会の事務局（以下「事務局」という。）の窓口における掲示、尼崎市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）上への掲載等により行うほか、可能な範囲で市報あまがさきへの掲載により行うものとする。

4 第1項の規定により公表される事項は、次のとおりとする。ただし、第3号に掲げる事項について、同項の規定による公表をもって、会議の付議事件に係る情報のうち尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号。以下「情報公開条例」という。）第7条第2号に該当するものが明らかになるときは、この限りでない。

- (1) 開催の日時
- (2) 開催の場所
- (3) 調査審議事項又は市長からの報告事項
- (4) 傍聴の可否
- (5) 傍聴の定員
- (6) 傍聴の受付時間
- (7) 事務局の連絡先
- (8) その他会長が必要と認める事項

5 第1項の規定による公表を市報あまがさきへの掲載により行うときは、前項本文の規定にかかわらず、その公表する事項を紙面の都合により決めることができる。

(傍聴人の定員)

第3条 会議の傍聴人（尼崎市政の報道の任務に当たる者（尼崎市政記者クラブの構成員である記者に限る。以下「報道関係者」という。）及び尼崎市議会議員である者（以下「報道関係者等」という。）を除く。）の定員は、原則として10人とする。ただし、会長が、会場の規模に応じ必要があると認めるときは、その定員を変更することができる。

(傍聴の手続等)

第4条 会議の傍聴を希望する者（以下「希望者」という。）は、当該会議の開会時刻の30

分前から15分前までの間に当該会議の開催場所の前に参集し、会議の会場の入口付近に備え付けられた傍聴受付簿（第1号様式）に必要事項を記入するものとする。

- 2 希望者が前条に規定する定員（以下「定員」という。）を超える場合は、くじで傍聴人を決定するものとする。
- 3 開会時刻の15分前を経過した後に会議の傍聴を申し出た者は、その申出の時点で定員の範囲内で人数に余剰がある場合は、先着順で傍聴することができる。
- 4 第1項の規定は、前項の規定により傍聴することができる者について準用する。この場合において、第1項中「会議の開会時刻の30分前から15分前までの間に当該会議の開催場所の前に参集し、会議」とあるのは、「会議」と読み替えるものとする。

（傍聴券の受取等）

第5条 希望者（前条第2項の規定によりくじで傍聴人が決定されたときは、その決定を受けた者）及び同条第3項の規定により傍聴することができる者（以下これらの者を「傍聴者」という。）は、事務局の職員から傍聴券（第2号様式）の交付を受け、これを所持して傍聴席に着席しなければならない。

- 2 傍聴券を所持していない者は、会議を傍聴することができない。
- 3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終えたときは、傍聴券を事務局の職員に返還しなければならない。

（傍聴することができない者）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。ただし、第6号に該当する者で、その保護者等による監督が一定見込まれ、会長がその傍聴を認めることで会議の進行に支障を来さないと認めるものについては、この限りでない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれがあるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに準ずるものを携帯している者
- (4) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットその他これらに準ずるものを着用し、又は装備している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類又はラジオ、拡声器その他音声を発する機器を持ち込んでいる者
- (6) 未就学児
- (7) その他会議の進行を妨害し、若しくは人に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがあると会長が認める者

（傍聴者が守るべき事項）

第7条 傍聴者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛に議事を聴き、けん騒にわたる行為をしないこと。
- (2) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (3) 議事の内容又は審議会の委員（審議会臨時委員及び専門委員を含む。以下同じ。）の発言に批判又は賛否の意を表明しないこと。
- (4) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。

- (6) 携帯電話は使用せず、その電源を切ること。
- (7) 会長又は事務局の職員の指示に従うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の進行を妨害し、人に迷惑を及ぼし、又はその他会議の秩序を乱すような行為をしないこと。

(写真、映像等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴者は、会議の会場において写真、映像等を撮影し、又は録音等を行うことができない。

(会議が非公開となる場合の傍聴者の退場)

第9条 傍聴者は、運営規程第6条第1項ただし書の規定により会議が公開されないと決せられたときは、速やかに、退場しなければならない。

(傍聴不適格者等に対する退場命令等)

第10条 会長は、傍聴者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該傍聴者に対し退場を命ずることができる。

- (1) 傍聴席に着席した後に第6条各号のいずれか（同条第6号に掲げる者にあつては、同条ただし書に規定する者を除く。）に該当していることが判明したとき。
  - (2) 第7条第8号に掲げる事項を守っていないとき（会長が次項の規定による命令を行う必要がないと認めるときに限る。）。
- 2 会長は、傍聴者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該傍聴者に対し、その是正その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。この場合において、その命令に従わなければ退場を命ずる旨警告することができる。
- (1) 第7条各号に掲げる事項のいずれかを守っていないとき（同条第8号に掲げる事項を守っていないと会長が認めるときは、当該傍聴者が前項第2号に該当することにより会長が同項の規定により退場を命ずるときを除く。）。
  - (2) その他この要綱の規定に違反しているとき。
- 3 会長は、前項の規定による命令を受けた傍聴者が当該命令に従っていないと認めるときは、当該傍聴者に対し退場を命ずることができる。

(会議資料の取扱い)

第11条 会議資料は、原則として傍聴者に配布するものとする。ただし、次のいずれかに該当する事項については、当該会議資料の全部若しくは一部を配付せず、又は当該会議資料の一部を明示せずに配付することができる。

- (1) 情報公開条例第7条各号に該当する事項
  - (2) 当該会議資料の全部を配付し、又は明示することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じ、又はそのおそれがあると会長が認める事項
- 2 前項の規定により配付された資料は、会議終了後に事務局の職員が回収するものとする。
- 3 会議資料は、会議終了後に市ホームページで公表する。
- 4 第1項ただし書の規定は、前項の規定により会議資料を公表する場合について準用する。この場合において、第1項ただし書の規定中「配付せず」とあるのは「公表せず」と、「配付する」とあるのは「公表する」と、同項第2号中「配付し、又は明示する」とあるのは「公表する」と、「より」とあるのは「より今後の会議において」と読み替えるものとする。

(報道関係者等)

第12条 第4条第1項及び第5条から前条までの規定は、報道関係者等について準用する。  
この場合において、同項中「開会時刻の30分前から15分前までの間」とあるのは「開会時刻まで」と、第5条第1項及び第7条第2号中「傍聴席」とあるのは「報道関係者・議員席」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第8条の規定にかかわらず、報道関係者は、同項において読み替えて準用する第4条第1項の規定による傍聴受付簿への記入の際、写真又は映像の撮影の許可を会長に願い出て、会長の許可を得たときは、議事に入る前に限り撮影を行うことができる。

3 前項の規定による願出は、写真撮影等許可願（第3号様式）を提出することにより行わなければならない。

4 会長は、第2項の許可については、あらかじめ審議会に諮って行うものとする。

（会議録の要旨の公表）

第13条 事務局は、会議が終了したときは、速やかに、会議録を作成し、運営規程第11条の規定による指名を受けた委員による確認を受けた後は、その要旨を市ホームページで公表するものとする。ただし、当該会議録のうち、運営規程第6条第1項ただし書の規定により公開されなかった会議の部分に係るものについては、この限りでない。

2 前項ただし書に規定するもののほか、同項の規定により公表される会議録には、次に掲げる事項について、掲載せず、又は特定されないよう必要な措置を講ずるものとする。

(1) 議事の内容のうち、情報公開条例第7条各号に該当する事項

(2) 発言した審議会の委員の氏名

3 第1項の規定による公表の期間の末日は、その会議が開催された日の5年後の日の属する年度の末日とする。ただし、当該会議に係る案件の調査審議が次年度以後に継続する場合等で、引き続き公表することが適当であると認められるときは、当該期間を延長することができる。

（施行の細目）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、会長が定める。

（分科会への準用）

第15条 前各条及び第1号様式から第3号様式までの規定は、条例第9条第1項の規定により審議会に置かれる分科会（以下「分科会」という。）について準用する。この場合において、第1条中「第6条第4項及び」とあるのは「第14条において読み替えて準用する運営規程第6条第4項及び第14条において準用する運営規程」と、「尼崎市都市計画審議会（以下「審議会」という。）」とあるのは「分科会」と、第2条第1項ただし書中「会長」とあるのは「分科会長」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する前項」と、「運営規程」とあるのは「運営規程第14条において読み替えて準用する運営規程」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第1項」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第1項」と、同項ただし書中「第3号」とあるのは「同条において準用する第3号」と、同項第8号中「会長」とあるのは「分科会長」と、同条第5項中「第1項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第1項」と、「前項本文」とあるのは「同条

において読み替えて準用する前項本文」と、第3条ただし書中「会長」とあるのは「分科会長」と、第4条第1項中「第1号様式」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第1号様式」と、同条第2項中「前条」とあるのは「第15条において読み替えて準用する前条」と、同条第4項中「第1項の」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第1項の」と、「前項」とあるのは「同条において準用する前項」と、「、第1項」とあるのは「、同条において読み替えて準用する第1項」と、第5条第1項中「前条第2項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する前条第2項」と、「同条第3項」とあるのは「第15条において準用する前条第3項」と、「第2号様式」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第2号様式」と、第6条ただし書中「第6号」とあるのは「第15条において準用する第6号」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、同条第7号中「会長」とあるのは「分科会長」と、第7条第3号中「審議会臨時委員及び専門委員」とあるのは「当該分科会に属すべき審議会臨時委員及び専門委員並びに当該分科会に置かれる専属委員及び臨時委員」と、同条第7号中「会長」とあるのは「分科会長」と、同条第8号中「前各号」とあるのは「第15条において読み替えて準用する前各号」と、第9条中「運営規程」とあるのは「運営規程第14条において準用する運営規程」と、第10条第1項中「会長は」とあるのは「分科会長は」と、同項第1号中「第6条各号」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第6条各号」と、「同条第6号」とあるのは「第15条において準用する第6条第6号」と、「同条ただし書」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第6条ただし書」と、同項第2号中「第7条第8号」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第7条第8号」と、「会長が次項」とあるのは「分科会長が第15条において読み替えて準用する次項」と、同条第2項中「会長は」とあるのは「分科会長は」と、同項第1号中「第7条各号」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第7条各号」と、「同条第8号」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第7条第8号」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、「前項第2号」とあるのは「第15条において読み替えて準用する前項第2号」と、「同項」とあるのは「同条において読み替えて準用する同項」と、同条第3項中「会長は、前項」とあるのは「分科会長は、第15条において読み替えて準用する前項」と、第11条第1項第2号中「会長」とあるのは「分科会長」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する前項」と、同条第4項中「第1項ただし書の規定は、前項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第1項ただし書の規定は、同条において準用する前項」と、「、第1項ただし書」とあるのは「、同条において読み替えて準用する第1項ただし書」と、「同項第2号」とあるのは「同条において読み替えて準用する同項第2号」と、第12条第1項中「第4条第1項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第4条第1項」と、「同項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する同項」と、「第5条第1項及び」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第5条第1項及び第15条において準用する」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する前項」と、「第8条」とあるのは「同条において準用する第8条」と、「同項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する同項」と、「第4条第1項」とあるのは「同条において準用する第4条第1項」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する前項」と、「第3号様式」とあ

るのは「同条において読み替えて準用する第3号様式」と、同条第4項中「会長は、第2項」とあるのは「分科会長は、第15条において読み替えて準用する第2項」と、第13条第1項本文中「運営規程」とあるのは「運営規程第14条において読み替えて準用する運営規程」と、同項ただし書中「運営規程」とあるのは「運営規程第14条において準用する運営規程」と、同条第2項中「前項ただし書」とあるのは「第15条において準用する前項ただし書」と、「同項」とあるのは「同条において準用する同項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第15条において準用する第1項」と、前条中「事項は、会長」とあるのは「事項（分科会に関する事項に限る。）は、その分科会長」と、第1号様式及び第2号様式中「尼崎市都市計画審議会」とあるのは「尼崎市都市計画審議会 分科会」と、第3号様式中「尼崎市都市計画審議会会長 様」とあるのは「尼崎市都市計画審議会 分科会分科会長 様」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行し、同日以後に開催する審議会について適用する。

#### <以下改正附則>

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年8月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に行われている尼崎市都市計画審議会の会議の会議録の公表は、この要綱による改正後の尼崎市都市計画審議会の会議の公開等に関する要綱（以下「改正後の要綱」という。）第13条第1項の規定による公表とみなす。

3 前項の規定は、この要綱の施行の際現に公表されている会議録で次の各号に掲げる付属機関の各会議のものについて準用する。この場合において、同項中「第13条第1項」とあるのは、「第15条において準用する改正後の要綱第13条第1項」と読み替えるものとする。

(1) 尼崎市都市計画審議会条例の一部を改正する条例（令和2年尼崎市条例第50号。以下「改正条例」という。）付則第2項（第1号に限る。）の規定による廃止前の尼崎市公園緑地審議会条例（平成元年尼崎市条例第14号）第1条の規定により置かれていた尼崎市公園緑地審議会

(2) 改正条例付則第2項（第2号に限る。）の規定による廃止前の尼崎市住環境整備審議会条例（平成18年尼崎市条例第63号）第1条の規定により置かれていた尼崎市住環境整備審議会

(3) 改正条例付則第2項（第3号に限る。）の規定による廃止前の尼崎市住宅政策審議会条例（令和元年尼崎市条例第8号）第1条の規定により置かれていた尼崎市住宅政策審議会

(4) 改正条例付則第3項の規定による改正前の尼崎市都市美形成条例（昭和59年尼崎市条例第41号）第28条第1項の規定により置かれていた尼崎市都市美審議会



第1号様式

# 傍聴受付簿

尼崎市都市計画審議会

第 回 令和 年 月 日

番号	住所	氏名	(事務局記入欄) 傍聴券 NO.
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			

第2号様式

			No. ○○		
<b>傍 聴 券</b>					
尼崎市都市計画審議会					
第	回	令和	年	月	日開催

第3号様式

写 真 撮 影 等 許 可 願	
撮影等年月日	第 回 令和 年 月 日
撮影等の目的	
撮影者等の住所 及び氏名	(住所)
	(氏名)
フラッシュ使用 の有無	有 ・ 無
備考	
<p>上記のとおり許可願います。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>尼崎市都市計画審議会会長 様</p> <p>(願出者氏名)</p> <hr/>	